

# インド破産倒産法の概要と影響

(2017年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

チェンナイ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）チェンナイ事務所が現地法律事務所 KHAITAN & CO に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KHAITAN & CO は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KHAITAN & CO が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・チェンナイ事務所  
E-mail：INC@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

# 目次

1. はじめに .....	1
2. 主な特徴 .....	1
3. 本法の影響 .....	4
4. 終わりに .....	5

# インド破産倒産法の概要と影響

## 1. はじめに

2016年12月1日付で、「2016年破産倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）」（以下、「破産倒産法」）の主要部分が施行され、本格的な運用が開始された。インドでは、日本の破産法と異なり、これまで個人および企業の破産や免責について、包括的に処理する一般法が存在しなかった。また、企業の倒産処理にかかわる手続きだけをみても、製造会社の再建手続きを主に定める疾病産業会社法（以下、「SICA」）<sup>1</sup>、銀行や金融機関といった担保付債権者向けの債権回収手続きを定める「2002年金融資産の証券化及び債権並びに担保権の実行法」、および「1993年銀行及び金融機関に関する債権回復法」（以下、「SARFAESI 法等」）、銀行団による私的な企業債務整理手続きを定めるインド準備銀行のガイドライン、会社清算手続きについて定める会社法等、複数の法令が存在し、それぞれの手続きが錯綜して迅速な倒産処理を妨げる結果となっていた。

また、SICAにより、製造企業は会社の累積損失が純資産額を上回った場合、産業金融再生委員会（以下、「BIFR」）に届け出をし、BIFRの監督下で会社の再建を目指すことが義務付けられてきたものの、純資産が毀損するまで申し立てることができないため、早期に会社の再建を図ることは難しかった。さらに、BIFRの監督下とはいえ、既存の経営陣が引き続き業務運営を行い、再建手続きを進める一方、手続きに時間軸が設けられていなかった。よって、申し立てが受理されれば債権取り立て訴訟等の手続きの中断効果が生じるため、債務者が債権の取り立てを回避するために手続きを濫用するという問題が生じていた。

こうした事情により、インドでは、迅速な倒産処理が困難であり、倒産処理期間は平均4.3年、倒産処理の容易さでは、全世界189の国と地域中136位<sup>2</sup>という結果に甘んじていた。破産倒産法は、企業<sup>3</sup>、組合および個人の倒産・破産手続きを包括的に定め、再生から清算・破産手続きを一体的に取り扱う初の統一法である。これは、インドにおける「事業のしやすさ」改革を掲げるモディ政権の取り組みの一つとして、倒産処理を迅速化し、経済の新陳代謝を促進することを目的としている。本レポートでは、日系企業に最も関心があると思われる企業の倒産処理手続きについて解説する。

## 2. 主な特徴

### (1) 倒産処理手続開始申立の要件および申立人

本法の下で倒産処理手続きの開始を申し立てる要件として、債務者による支払不履行（デフォルト）の存在が必要とされている。現行では、デフォルト基準は10万ルピーと低く設定されているが、政府は、当該デフォルト基準を最高1,000万ルピーにまで引き上げることができるとされている。申し立てることができる者は、①金融債権者（Financial Creditor 貸し付けその他の金融取引によって生じた債権を有する者）、②取引債権者（Operational Creditor 物品またはサービス（労務提

---

<sup>1</sup> SICA (Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985

<sup>2</sup> 世界銀行「2015年ビジネス環境ランキング」

<sup>3</sup> 金融機関の倒産処理については、本法の制定後、本法とは別の倒産法を制定することが予定されている

供含む) の取り引きによって生じた債権を有する者、および債務者に対して債権を有する連邦政府、州政府または地方当局)、および③債務会社自身である。

ただし、取引債権者の場合には、支払催告通知後 10 日間を経過しても支払いがなく、かつ債務者との間に取り引きをめぐる争いが存在しない等の条件が課されている。これらの者は、次項で説明する会社法審判所 (National Company Law Tribunal) に対し、倒産処理手続きの開始決定を申し立てることができる。

## (2) 管轄裁判所および時間軸

会社法審判所は、会社事件を専門に扱う裁判所として 2016 年 6 月に設立された組織であり、現在、インド全土で 11 箇所設立されている。通常の民事事件を扱う高等裁判所に比べて、専門的かつ迅速に事件を処理することが期待されている。破産倒産法は、迅速な倒産処理を確保するため、個々の手続きに期限を設定している。会社法審判所は、倒産処理手続開始申立ての送付を受けてから、14 日以内に申し立てを受理するか否かを決定せねばならない。申し立てを受理する場合には、倒産処理手続開始決定が債権者に通知され、また決定も公示される。

会社法審判所はまた、開始決定から原則として 180 日以内に事件を処理することとされている (ただし、1 回に限り 90 日まで延長可)。期限内に債務会社の再生計画案が承認されない場合には、会社の清算を命じることができる。

## (3) モラトリアム

会社法審判所は、倒産処理手続開始決定と同時に、モラトリアムを発令する。モラトリアム発令中は、債務者が所有または占有する財産の回復、債務者に対する司法その他の手続き、担保権の実行、保証債務の履行請求、債務者の資産や権利の譲渡等の行為は一切禁止される。モラトリアムは、会社法審判所による再生計画案の承認命令または清算命令が行われるまで継続する。

## (4) 倒産専門家 (Insolvency Professional)

SICA では、債務者主導の再建手続きが想定されていたのとは対照的に、破産倒産法は、第三者である「倒産専門家」と呼ばれる、倒産処理実務の専門家による倒産処理を定めている。倒産専門家は、英国の倒産実務家 (Insolvency Practitioner) 制度にならって、本法の下で新に創設された有資格者であり、インド破産倒産局が定める資格基準を満たし資格試験に合格した者が登録できる。2016 年 12 月末時点で、977 名の専門家が倒産専門家として登録されている<sup>4</sup>。

倒産専門家は、倒産専門家機関 (Insolvency Professional Agency) に所属せねばならず、現在のところ、勅許会計士協会、会社秘書役協会および原価会計士協会が倒産専門家機関として登録されている。倒産専門家は、倒産処理手続きの全体を管理し、処理手続き中、債務会社の事業を継続企業として経営し、管財事務を行い、また再建計画を取りまとめて債権者委員会に提案する。倒産専門家は、再生手続きにおいては再生専門家 (Resolution Professional) として機能し、清算局面では引き続き清算人 (Liquidator) として機能するものとされ、再生手続きから清算手続きまで一貫して処理を行うことが予定されている。

---

<sup>4</sup> Insolvency and Bankruptcy News, Vol.1, Oct-Dec. 2016 (www.ibbi.gov.in)

## (5) 債権者委員会

破産倒産法は、債権者主導の倒産処理を特徴としており、債権者委員会に対して広範な権限が与えられている。債権者委員会は、原則として金融債権者のみで組織される<sup>5</sup>。議決権は債権額の割合に応じて付与され、担保付債権者か無担保債権者かの区別はない。決議には、議決権総数の75%以上の賛成を要する。債権者委員会の決定は、債務会社および取引債権者を含めたすべての債権者を拘束する。債権者委員会は、再生専門家の選解任、再生計画の承認、清算決議、再生専門家に対する情報請求や、再生専門家による所定の行為についての事前承認権等の重要な権限が認められている。

## (6) 再生計画

倒産専門家は、債務会社の財務状態等の情報を取りまとめたインフォメーション・メモランダムを作成せねばならず、これを基に再生計画案が作成される。再生計画案は誰でも提案することができる<sup>5</sup>とされている。倒産専門家は、提案された再生案を取りまとめ、債権者委員会に提案する。債権者委員会が180日以内(延長された場合には270日以内)にこれを承認した場合、再生計画案に沿って会社の再建が行われる。債権者委員会が期限内に再生案を承認しなかった場合、または債権者委員会が会社清算を決定した場合には、次項で述べる清算手続きへ移行する。

## (7) 清算手続きへの移行

破産倒産法は、倒産手続き開始後に以下の事由が発生した場合、会社法審判所は会社の清算を命じることができるとしている。

- ①. 倒産処理手続きの期限内に再生案が提出されなかった場合
- ②. 会社法審判所が再生案を承認しなかった場合
- ③. 倒産処理手続き中に、債権者委員会にて金融債権者が債務者の清算を可決した場合
- ④. 債務者が、承認された再生案に違反し、それにより不利益を受けた者が会社法審判所に対して債務者の清算を申し立てた場合

## (8) 弁済を受ける債権の優先順位

本法は、再生計画に基づき会社が再建された場合の弁済優先順位、または会社を清算する場合の残余財産から弁済を受ける債権の優先順位について、以下のとおり規定している。

- ①. 倒産処理手続き費用および清算費用
- ②. 労働者に対する債務(清算手続開始前24ヵ月間)および担保付債権者が担保権を放棄した場合の担保付債権者への債務
- ③. 従業員(②の労働者除く)に対する債務(清算手続開始前12ヵ月間)
- ④. 金融債権者の無担保債務
- ⑤. 公租公課(清算手続開始前2年間)および担保権実行により完済できなかった担保権者の残余債務
- ⑥. その他の債務

---

<sup>5</sup> 取引債権者は、10%以上の債権割合を持つ場合、債権者委員会にオブザーバーとして出席することが認められている。また、金融債権者が存在しない場合には、取引債権者も債権者委員会を組織することが認められている。

- ⑦. 優先株主に対する残余財産分配債務
- ⑧. 普通株主またはパートナーに対する残余財産分配債務

倒産手続きに入った企業に対して中間融資を行う者については、上記①の倒産処理手続費用として超優先弁済を受けることができる。また、担保付債権者は、担保権を放棄して倒産手続き内で弁済を受けるか（上記②の場合）、それともモラトリアム終了後に独自に担保権を実行して弁済を受けるかを選択することができる。ただし、後者を選択した場合、担保権実行により、担保債権額を超過する弁済を受けた場合、当該超過分を債務者の清算財団に戻さねばならない。反対に、担保権実行により弁済を受けた額が担保債権額に満たなかった場合には、当該不足分については、清算手続きにおいて、金融債権者の無担保債務に劣後して弁済を受けることになる（上記⑤の場合）。

### 3. 本法の影響

本法が債権者や債務者に与える影響として、それぞれ以下のように考えられる。

#### (ア) 金融債権者の場合

金融債権者の中でも、銀行や金融機関といった担保付債権者の場合、これまで SARFAESI 法等に基づき、債権回収審判所（DRT）に対して、担保権の実行を求めることができた。破産倒産法の施行後も、引き続き同権利は認められるが、本法に基づき倒産処理手続きが開始された場合には、モラトリアム発令中、SARFAESI 法等に基づく手続きも自動的に停止される。

破産倒産法に基づく倒産処理手続きにおいては、他の金融債権者の意向も無視できない。他方、金融債権者の中でも、無担保債権の場合、本法の下で申し立てを行うメリットが大きいと思われる。というのも、本法の下で倒産処理を申し立てれば、担保付債権者が単独に SARFAESI 法等に基づき担保権を実行することを止めることができる上、本法では担保付債権者と無担保債権者とを特に区別していないため、自己の有する債権額の割合によっては、有利に手続きを展開できる可能性がある。また、日本の親会社がインドの合弁会社や子会社に対して貸し付けを行った場合、または合弁会社や子会社による金融機関からの借り入れについて保証を行い、保証債務を履行した場合も金融債権者に該当するが、債務会社の関連当事者（Related Party）に該当する場合は、債権者集会において議決権を行使することが認められないことに注意する必要がある。

上記のように、金融債権者の中でも、それぞれの立場の違いにより本法の影響は異なってくる。金融債権者として本法に基づく申し立てを検討する場合には、債務会社の債務全体における自己の債権額の割合を考慮し、自社の意向に沿った倒産処理が実現できるのかどうかを慎重に見極める必要がある。

#### (イ) 取引債権者

例えば、日本企業がインド企業に対して商品またはサービスを提供したものの、代金が支払われず、督促したが 10 日を経過しても代金が支払われない場合、本法の下で取引債権者として倒産処理の申し立てを行うことが可能となる。デフォルトが一時的なキャッシュフローの問題であれば、返済計画について先方と協議することで解決できる場合もあるが、相手先が破綻し返済の見込みがない場合には、倒産処理の申し立てを検討する必要も出てくる。ただし、取引債権者は原則として債権者委員会において決議に参加することが認められておらず、弁済の順位も他の債権者に対して劣

後している点も考慮せねばならない。銀行等の金融債権者が存在する場合は、たとえ自己の債権額の割合が大きくても、これらの金融債権者主導で処理が行われてしまう。

また、今後は、代金の未払いが発生した場合、債務者が他の債権者に対してもデフォルトを起こしていないかどうかをチェックする必要がある。他の債権者に対してもデフォルトを起こしている場合、他の債権者が倒産処理手続開始申し立てを提起する可能性が高くなる。この場合、売買契約において商品の所有権留保を定めておけば、納品した未払い商品について返還請求が可能であるが、定めていない場合には、倒産会社の清算財団に含められてしまう可能性がある。

会社法審判所は、申し立てが提起されてから14日以内に受理するかどうかを決定し、受理する場合にはモラトリアムを即時に発令することとされており、モラトリアム発令後は、債務会社に対する財産回復手続等禁止される。そのため、売買契約において、倒産申し立てが行われた場合の速やかな通知義務および未払い商品の速やかな返還義務を定めておく必要がある。

### (ウ) 債務会社

債務会社の立場からは、10万ルピーという軽微なデフォルトにより、倒産処理申し立てが行われる可能性に注意する必要がある。破産倒産法では、会社法審判所が申し立てを受理するかどうかを決定するにあたって、債務会社の財務状態について考慮することを必要としていないため、健全な財務状況の会社に対しても安易に倒産申し立てが利用される可能性がある。そのため、商品やサービスの代金支払いスケジュールや従業員の給与管理、さまざまな租税公課の支払い等に、これまで以上に注意を払う必要がある。他方、財務状態が破綻している会社にとっては、倒産処理を申し立てれば、モラトリアム発令により、債務会社に対するさまざまな手続が停止されるため、再建に向けて時間が稼げるというメリットがある。さらに、自ら申し立てた場合には、倒産処理手続を管理する倒産専門家を、裁判所に対して提案できるというメリットもあるため、他の債権者によるアクションを待たずに自主的に申し立てを行うメリットが大きいと思われる（ただし、債権者委員会が組織された後に、債権者委員会が別の専門家を任命する可能性もある）。

また、注意点として、破産倒産法は、債務会社が申請人の場合には、会社の運営管理や財務管理に権限を有する者も申請できるとしているため、MDやCFO等でも申請できることになる。そのため、今後は、合弁契約や株主間契約および会社定款において、倒産手続開始申し立てには、取締役会または株主の決議が必要であることを明記しておく必要がある。

## 4. 終わりに

外国企業によるインドへの投資を躊躇させる大きな一要因として、これまでエグジットの難しさが指摘されてきた。投資先や貸付先の財務状態が破綻した場合、これまでは統一的な倒産処理制度が整備されていなかったため、債権者や債務者がそれぞれさまざまな手続に訴えることにより、手続間で矛盾や混乱が生じて解決が長期化し、その間に債務者の資産価値が目減りし投資や貸付金の回収が困難になるという事態が生じていた。また、マクロ的に見れば、銀行が抱える不良債権が増大し、これが貸出金利の高止まりにつながり、企業の資金調達を困難にするという悪循環を引き起こしていた。本法は、倒産処理制度の不備から生じていたこうした問題を解決し、投資や貸付リスクを大幅に低下させるものと期待されている。

インドでは、2013年会社法施行の時もそうであったが、まずは新法を施行してみて、不備や無理があれば、その都度軌道修正を行うという傾向がある。破産倒産法についても、本法が想定してい



る様々な関係機関の整備・育成が今後の課題として残っており、運用についても今後施行規則や通達によりさまざまな調整が行われることが予想される。案件が蓄積され実務が固まるまでは、相当の期間を要すると思われる。ICICI Bank が Innoventive Industries Ltd について倒産処理手続きの開始を申し立てたのを皮切りに、施行から 2 ヶ月余りのうちに 10 件程度の申し立てが行われている。本法が謳う原則 180 日以内の処理が果たして実現するのか、行方が注視されている。

以上